

議案第13号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを<u>含む</u>。以下同じ。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを<u>含む</u>。）が新增</p>

が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額（第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が要綱で定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの賃借に要する費用の額を含む。）をいう。

設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が要綱で定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限る。）をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業に係るものに限る。）のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、家屋及び償却資産（二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資産額」という。）に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。この場合において、同表1の項の右欄に定める補助金の算出については、同欄の投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎とするものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を

(7)～(10) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を

伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額（前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

5 略

6 略

伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

4 略

5 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。